

## 地元要望への対応方針案について

---

### 1. はじめに

生駒市地域公共交通計画では6地区（鹿ノ台、高山、真弓、北田原、桜ヶ丘、菜畑）を整備優先順位の高い地区として定め、生駒市地域公共交通活性化協議会において公共交通サービス提供等の検討を進めているところである。ただし、それ以外の地区についても、公共交通サービスが必要な場合には状況に応じて対策案を検討する必要がある。

現在、上記6地区以外の地区からも公共交通サービスに関する問い合わせや要望等が出てきているため、地域公共交通活性化協議会としての対応方針案(対策案を検討するか否か等)を以下に示す。

### 2. 評価・判断の進め方（案）

6地区以外の地区から要望があった場合、図1に示す順番で対策案検討の評価・判断を進める。

まず、地域が主体となって、地域に精通した人やキーパーソンとなるやる気のある人などに呼びかけ、取組みに向けた検討組織や協力体制を地区内で整える。

次に、対象地区における整備の緊急性・必要性の判断に向けて、検討組織等が現状の課題や住民のニーズを整理する。なお、整理や検討の方法については、生駒市より支援をおこなう。また、整理項目については今後検討を進める。

その後、現状の課題や住民ニーズの整理結果を用いて、対象地域における整備の緊急性・必要性を地域公共交通活性化協議会に諮る。地域公共交通活性化協議会には地域の代表者も出席し、現状の課題や住民ニーズ、地域の熱意を伝える。整備の緊急性・必要性が高いことが確認された場合、対象地区における公共交通サービスの対策案を検討する。

一方、地域公共交通活性化協議会において、整備の緊急性・必要性が確認されなかった場合は、その時点においては対策案を検討しない方針とする。

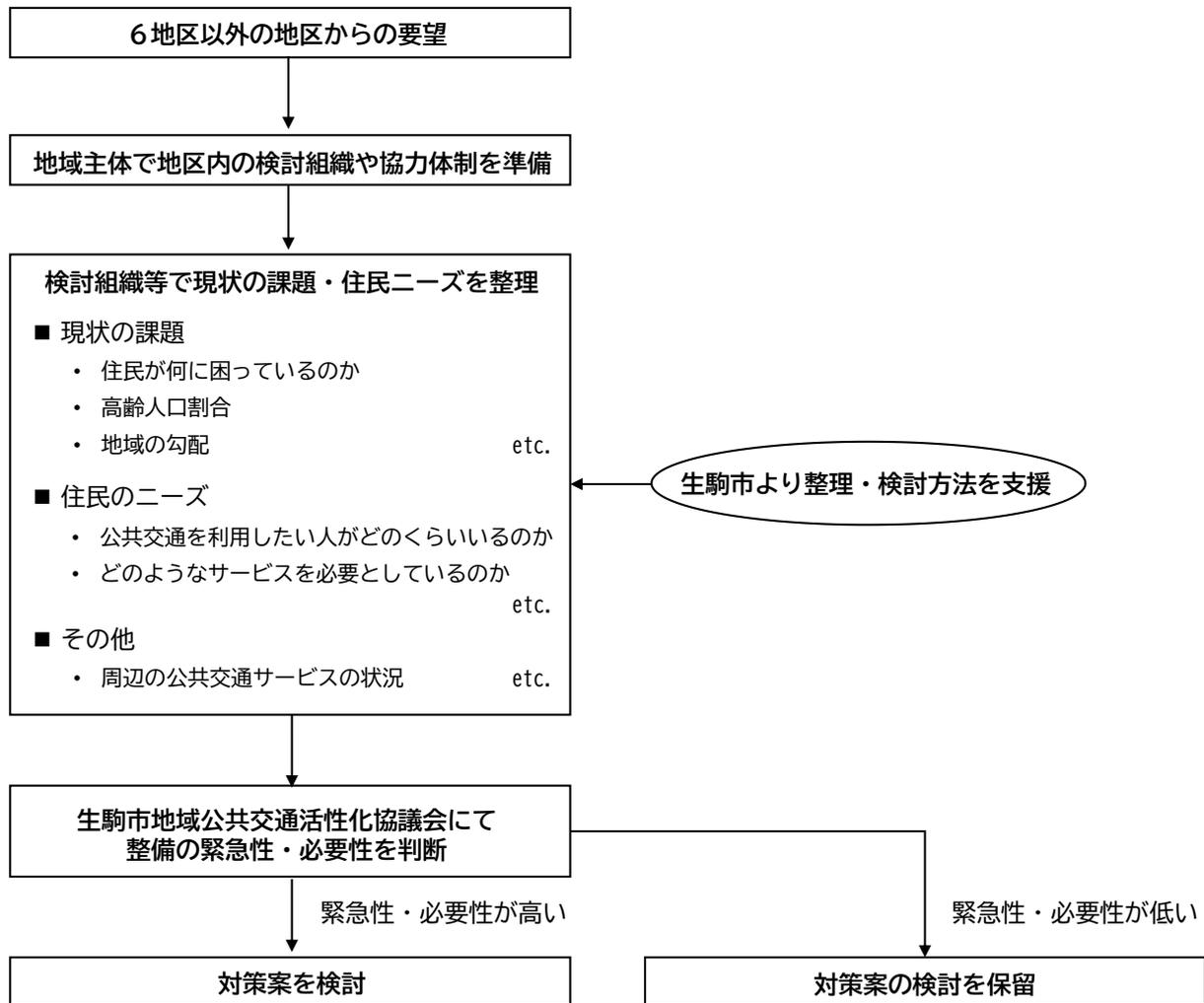


図1 対策案検討に向けた評価・判断の進め方（案）